

(別添)

○ 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
障発第 0303002 号 平成 18 年 3 月 3 日	障発第 0303002 号 平成 18 年 3 月 3 日
一部改正 障発 0113 第 2 号 平成 23 年 1 月 13 日	一部改正 障発 0113 第 2 号 平成 23 年 1 月 13 日
一部改正 障発 0322 第 1 号 平成 24 年 3 月 22 日	一部改正 障発 0322 第 1 号 平成 24 年 3 月 22 日
一部改正 障発 0315 第 3 号 平成 25 年 3 月 15 日	一部改正 障発 0315 第 3 号 平成 25 年 3 月 15 日
一部改正 障発 0124 第 6 号 平成 26 年 1 月 24 日	一部改正 障発 0124 第 6 号 平成 26 年 1 月 24 日
一部改正 障発 1001 第 4 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障発 1001 第 4 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障発 0329 第 9 号 平成 27 年 3 月 27 日	一部改正 障発 0329 第 9 号 平成 27 年 3 月 27 日
一部改正 障発 1112 第 7 号 平成 27 年 11 月 12 日	一部改正 障発 1112 第 7 号 平成 27 年 11 月 12 日
一部改正 障発 0328 第 1 号 平成 28 年 3 月 28 日	一部改正 障発 0328 第 1 号 平成 28 年 3 月 28 日
一部改正 障発 0330 第 2 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 障発 0330 第 2 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0628 第 4 号 平成 30 年 6 月 28 日	一部改正 障発 0628 第 4 号 平成 30 年 6 月 28 日

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

自立支援医療費の支給認定について

(略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

自立支援医療費の支給認定について

(略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 所得区分 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯(注1)であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象ではない場合であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法上の合計所得金額(注2) (合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する) ・ 所得税法上の公的年金等の収入金額(注3) ・ その他厚生労働省令で定める給付(注4) <p>(注1) 「市町村民税世帯非課税世帯」とは、受診者の属する「世帯」の世帯員(世帯員の具体的な範囲は、本要綱第5の1による。)が自立支援医療を受ける日の属する年度(自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 所得区分 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯(注1)であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象ではない場合であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法上の合計所得金額(注2) (合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する) ・ 所得税法上の公的年金等の収入金額(注3) ・ その他厚生労働省令で定める給付(注4) <p>(注1) 「市町村民税世帯非課税世帯」とは、受診者の属する「世帯」の世帯員(世帯員の具体的な範囲は、本要綱第5の1による。)が自立支援医療を受ける日の属する年度(自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(次に掲げる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者</u>
---	---

(削る)

(注2) 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定の適用がある場合においては、当該金額に同項の規定により控除される金額を加えて得た額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいう。

(注3) 「公的年金等の収入金額」とは、所得税法第35条第2項に規定

・ 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者、又は、同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(当該者に係る非課税の取扱いを「寡婦(夫)控除等のみなし適用(非課税)」という。以下同じ。)。なお、「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、当該市町村民税の額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日時点において、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(注2) 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいう。

(注3) 「公的年金等の収入金額」とは、所得税法(昭和40年法律第3

する公的年金等の収入金額をいう。

(注4) (略)

7 (略)

8 1の所得区分のうち④中間所得層の対象となるのは、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額(所得割)の合計が23万5千円未満の場合であって、かつ、所得区分が①生活保護、②低所得1及び③低所得2の対象ではない場合であるものとする。

(注) 「所得割」の額を算定する場合には、次によること。

- ・ (略)
- ・ (略)

(削る)

3号)第35条第2項に規定する公的年金等の収入金額をいう。

(注4) (略)

7 (略)

8 1の所得区分のうち④中間所得層の対象となるのは、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額(所得割)の合計が23万5千円未満の場合であって、かつ、所得区分が①生活保護、②低所得1及び③低所得2の対象ではない場合であるものとする。

(注) 「所得割」の額を算定する場合には、次によること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者であるとき、又は、同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする(当該控除の取扱いを「寡婦(夫)控除等のみなし適用(控除)」という。以下同じ。)。なお、「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、当該所得割の額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日時点において、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

9～15 (略)

第3・第4 (略)

第5 「世帯」の所得区分認定

1 (略)

(削る)

2～4

第6～第14 (略)

別紙2～別紙4 (略)

別紙様式第1号 (略)

(削除)

別紙様式第3号～別紙様式第9号 (略)

9～15 (略)

第3・第4 (略)

第5 「世帯」の所得区分認定

1 (略)

2 寡婦(夫)控除等のみなし適用(非課税)及び寡婦(夫)控除等のみなし適用(控除)を受けようとする者については、寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書(別紙様式第2号)及び戸籍全部事項証明書等の添付資料を提出させた上で、当該申請書等に基づき、市町村民税世帯非課税世帯への該当の有無の判断や所得割の額の算定を行うこと。

3～5

第6～第14 (略)

別紙2～別紙4 (略)

別紙様式第1号 (略)

別紙様式第2号

別紙様式第3号～別紙様式第9号 (略)